

仕 様 書

1. 件名

国分寺市役所新庁舎広告付き電子掲示板設置事業

2. 設置機器

- (1) 電子掲示板モニター10台 1階4台, 2階6台
モニターサイズは55インチ
フレームを含む本体の大きさは概ね幅125cm×高さ80cm×奥行き30cm
- (2) ルーター
- (3) その他周辺機器一式

3. 設置場所

国分寺市役所新庁舎 国分寺市泉町二丁目102番9
1階及び2階 待合ゾーン上部天吊り
別紙1案内図を参照

4. 設置期限

令和7年1月6日までに設置完了のこと。
なお令和6年10月1日から12月31日までを工事期間とするが、市と協議し決定する。

5. 設置期間

設置工事完了日から令和7年3月31日まで。
ただし、公用又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合は、当初の条件を変更しないことを前提とし、令和12年3月31日までを限度に1年を単位として更新することができる。

6. 放映時間

電子掲示板には、庁舎開庁日の市が指定する時間帯にコンテンツを放映するものとする。ただし、市が必要と認めるときは、この限りではない。

7. 行政財産の使用許可

事業者は、国分寺市公有財産規則（昭和43年規則第16号）の規定に基づき、行政財産の使用許可を受けるものとする。

8. 使用料

- (1) 事業者は、国分寺市行政財産使用料条例（昭和44年条例第7号）の規定に基づき、使用料を納付するものとする。
- (2) 使用料は、市長が指定する期日までに、市の発行する納付書により納付しなければならない。
- (3) 使用料は、還付しない。ただし、事業者の責に帰さない理由によりコンテンツを放映することができなくなったときは、その期間に応じ、既納の使用料を事業者へ還付することができるものとする。

9. 事業者の責務

(1) 事業者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないこと及びこれらに協力又は関与しないことを確約すること。

(ア)暴力団

(イ)暴力団員

(ウ)暴力団準構成員

(エ)暴力団関係企業

(オ)総会屋等、社会的運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

(カ)その他前各号に準ずる者

(2) 事業者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約すること。

(ア)暴力的な要求行為

(イ)法的な責任を超えた不当な要求行為

(ウ)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(エ)風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて委託者の信用を毀損し、又は委託者の業務を妨害する行為

(オ)その他前各号に準ずる行為

10. 広告主の審査等

(1) 事業者は、広告主を選定するときは、前項第1号に該当しないことを確認するものとする。

(2) 事業者は、広告主を選定したときは、当該広告主の名簿その他必要な書類を市に提出するものとする。

11. 行政情報

(1) 行政情報は静止画とし、月に1回以上更新できるようにすること。

(2) 行政情報は1枠15秒放映とし、1モニター10枠は確保すること。

(3) 行政及び広告情報の全放映を1ローテーションとし、行政情報10枠分を1ローテーション内で放映すること。

(4) 災害情報など緊急性の高い内容については、表示割合に関わらず速やかに表示できるようにすること。

(5) 緊急で行政情報の更新及び修正の必要が発生した場合は、(1)の規定にかかわらず対応すること。

12. 広告情報

(1) 特定の広告主の広告が極端に多く表示されることのないよう、1枠15秒とすること。

(2) 広告の表示に当たっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、原則として民間事業者等の広告欄であること、及び市が推奨するものでないことを注記すること。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関すること、その他必要な事項についても注記すること。

- (3) 広告主、広告の内容等は、国分寺市有料広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）に定めるところによる。
- (4) 事業者は、広告主の募集及び決定、広告物の事前確認、広告物の提出その他広告主との調整等、広告掲載に係る一切の業務を行うこととする。
- (5) 広告内容に関する苦情やその他の問題が発生した場合、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかにその解決に努めること。

13. 広告内容の基準

電子掲示板モニターで放映する広告情報の内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (4) 個人、団体等の意見広告に関するもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（用語の定義）に掲げる営業に該当するもの
- (6) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (7) 人権侵害、信用毀損、業務妨害等を引き起こすおそれのあるもの
- (8) 各業界の自主基準に定める表示事項を適切に表示していないもの
- (9) 国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条（定義）第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等に関するもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市が広告情報として適当でないと認めるもの

14. 広告の内容の審査等

- (1) 事業者は、広告主の広告案を制作したときは、広告内容承認依頼書を当該広告案その他必要な書類及びデータとともに市に提出するものとする。
- (2) 市は、事業者から前項の規定に基づく書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、その結果を通知するものとする。

15. 電子掲示板の表示方法等

- (1) 事業者が広告主の募集、広告情報の制作を行い、市の指定する日までに広告案を提出し、市の審査を受けた後、放映するものとする。
- (2) 都合により広告の修正又は変更をする場合は、市の指定する日までに広告案を提出し、市の審査を受けた後、修正又は変更することができる。
- (3) 行政情報及び広告情報については静止画又は動画とし、任意の順番に表示することができるものとする。ただし、無音に限る。
- (4) 放映する広告情報がなく、広告情報枠に空き時間が生じる場合、事業者は市と協議して、放映に支障がないよう措置を講ずること。なお、広告情報枠に空き時間が生じても、使用料は還付しない。
- (5) 事業者は、広告主の募集及び広告情報の制作に係る費用を負担するものとする。

16. 電子掲示板モニター設置の条件

- (1) 電子掲示板モニターは、液晶など薄型画面のものとし、鋭利な突起物がない安全に配慮したものとする。
- (2) 設置に当たっては、据付面に確実に固定し、落下防止等の安全措置を講ずるものとする。補強工事が必要な場合は、その費用は事業者の負担とし、補強方法は市と事業者が協議の上決定し、躯体に負担のかからない方法で行うものとする。

17. 事業計画の策定

事業者は、あらかじめ電子掲示板の仕様、使用料、施工方法、管理体制及び作業スケジュール等を記載した事業計画書を作成し、市に提出する。

18. その他

- (1) モニター本体、設置、撤去及び維持管理に係る費用については、すべて事業者の負担とし、現状復帰すること。
- (2) 電気等の諸設備の利用に必要な費用については、事業者の負担とする。なお電気使用料は市と協議の上、支払うものとする。また、電気使用料は市の発行する納入通知書により、納期限までに納付するものとする。
- (3) 電子掲示板に係るメンテナンス、破損や事故時の対応等、一切の保守管理については、事業者の責任と負担においてこれを処理するものとする。
- (4) 故障、問合せ及び苦情の際の貸借人の連絡先を本体に明記する。
- (5) 履行に当たって自動車を使用し、または使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (7) この仕様書に定めのない事項や疑義については、担当と協議のうえ決定する。
- (8) 国分寺市デジタル行政推進室にて所管している、国分寺市新庁舎窓口受付システム構築及び運用・保守業務委託にて決定した事業者とモニター機器及び設置については事前に協議を行うこと。

19. 担当

国分寺市契約管財課管財係 042-325-0111 内線421